**任期の考え方**

評議員の任期については、「選任後４年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに係る定時評議員会の終結まで」としている法人が多いと思われます。就任承諾書を作成するにあたり、任期についての考え方をまとめます。なお、理事、監事についても考え方は同じです。

**ケース①：平成２９年４月１日任期開始で期限まで任期を終える場合**

平成３３年

定時評議員会の**終結時**で任期終了

平成２９年

４月１日任期開始

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |

任期：約４年３ヶ月間

任期：約４年間

平成３７年

定時評議員会の**終結時**で任期終了

平成３３年

定時評議員会**終結後**より任期開始

注意：旧評議員と新評議員が異なる場合、H33年に行われる定時評議員会へは**評議員**が出席します。  
そのため、新評議員が出席しても報酬を出すことができません。

**ケース②：平成２９年４月１日任期開始したが、任期の途中（例：平成３０年１２月末）で退任した場合**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（後任は残任期とする旨を定款で定めている場合）

平成３０年１２月末

任期途中で退任

平成２９年

４月１日任期開始

平成３１年１月

後任の任期開始

平成３３年

定時評議員会の**終結時**で任期終了

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |  |  |  |  |
|  |  |  |  | １年目 | ２年目 | ３年目 | ４年目 | ５年目 |
| H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 |
| 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 |

任期：１年９ヶ月間

残任期：約２年６ヶ月間

任期：約４年間

平成３７年

定時評議員会の**終結時**で任期終了

平成３３年

定時評議員会**終結後より**任期開始

|  |  |
| --- | --- |
| 評議員が何らかの理由により退任した場合 | 理事・監事が何らかの理由により退任した場合 |
| ①理事長より各理事へ理事会の召集通知を送付  ②理事会で「候補者の選任」「選任・解任委員会の日時等」について審議する。  ③評議員選任・解任委員会の開催通知送付  ④評議員選任・解任委員会で選任する。 | ①理事長より各理事へ理事会の召集通知を送付  ②理事会で「候補者の選任」「評議員会の日時等」について審議する。  ③評議員会の開催通知送付  ④評議員会で選任する。 |